

平成24年2月22日

各社会福祉法人代表者様

大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課長

税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する質疑について

日頃は大阪府の福祉行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年に社会福祉法人に対する寄附金の税額控除制度が創設されました。その要件等については、平成23年8月30日付け法指第1224号にてお知らせしたところですが、今般、税額控除対象となる要件2の取扱いについて、国へ照会しました結果を下記のとおりお知らせします。

特に、「経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること」の要件を満たす法人が少なくないと考えられます。

つきましては、本通知をご参照いただき、再度要件等をご確認いただきますようお願いいたします。

記

(質問1)

税額控除の要件2「経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が5分の1以上の場合」の総収入金額から控除する項目(①～⑤)は具体的にどのようなものか。

- ① 国等からの補助金等の額(寄附金収入に加算又は総収入金額から控除の何れかが可能)
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われる額
- ③ 法律等の規定に基づき、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額
- ④ 資産の売却収入で臨時的なものの金額
- ⑤ 借入金、引当金戻入額、前期繰越収支差額など

- (回答)
- 1 介護報酬・・・・・・・・・・・・・③に該当する
(介護保険料負担分は除く)
 - 2 障害者自立支援給付費・・・・・・・・・・・・・③に該当する
(利用者自己負担分は除く)
 - 3 措置費・・・・・・・・・・・・・②に該当する
 - 4 保育所運営費負担金・・・・・・・・・・・・・②に該当する
 - 5 大阪府軽費老人ホーム運営費補助金・・・・・・・・・・・・・③に該当する
 - 6 上記1,2,3,4,5に係る施設の利用者自己負担分・・・・控除しない
 - 7 国制度の施設整備補助金・・・・・・・・・・・・・①に該当する
 - 8 府基金条例に基づく施設整備補助金・・・・・・・・・・・・・①に該当する
 - 9 産休代替補助や利用者処遇向上サービス補助金等の府の要綱に基づく府単独補助

- 金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・①に該当する
- 10 市町村が要綱に基づく市町村単独補助金・・・・・・・・①に該当する
- 11 固定資産・有価証券等の売却収入で臨時的なものの金額・④に該当する
- 12 福祉医療機構や市中銀行からの借入金・・・・・・・・⑤に該当する
- 13 共同募金の助成金・・・・・・・・・・・・・・・・控除しない
- 14 馬主、JKA、日本財団等の民間助成・・・・・・・・控除しない
- 15 宝くじ助成金・・・・・・・・・・・・・・・・控除しない

(質問2)

各事業活動収入別の項目で控除可能なもの、控除しないものを教えてほしい。
また、控除対象となるものの基本的な考え方を教えてほしい。

(回答) 別添1のとおりお示しします。詳細についてはお問い合わせください。

なお、基本的には、利用者負担分及び保険料を除く公的収入は控除可能です。ただし、介護報酬については、公的負担9割のうち、半分が保険負担になっていますので、この額を除いた金額を控除することは可能です。

(質問3)

平成24年1月に受領した寄付金について、2月に申請し、税額証明書を交付してもらったが、1月分の寄付金は税額控除の対象となるか。

(回答) 税額控除証明書の交付日以降が対象となりますので、1月に受領した寄付金は対象となりません。

連絡先：法人指導課 監理グループ
電話番号：06-6944-6663 (直通)
FAX：06-6944-1982

(参考様式3)

<チェック表>

実績判定期間	(自)	年	月	日
	(至)	年	月	日

(A) 寄附金等収入金額

受入寄附金総額(1)		
控除金額(2)	①一者当たりの基準限度超過額の合計額	
	②寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額	
	③寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③)	
国等からの補助金等の額(3)※ (1)-(2)の額を限度とする。)		
(1)-(2)+(3)=(A)寄附金等収入金額		

※「国等からの補助金等の額」は、当欄か(B)経常収入金額の控除金額(2)①のいずれかのみに記載できる。

(B) 経常収入金額

総収入金額(1)		
控除金額(2)	①国等からの補助金等の額※	
	②委託の対価としての収入で国等から支払われる金額	
	③法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	
	④資産の売却収入で臨時的なもの金額	
	⑤遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	
	⑥寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額	
	⑦寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	
(1)-(2)=(B)経常収入金額		

判定式	(A)寄附金等収入金額	÷	(B)経常収入金額	÷	%
-----	-------------	---	-----------	---	---